

令和4年第3回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年3月25日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第3回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和4年3月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時及び宣言	開会	令和4年3月25日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年3月25日 午前11時05分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数6名 欠席数1名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	×	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	1番	鶴丸 千尋		7番	大村 教男		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議に付した事項	<p>日程第1 議案第11号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第13号 農地あっせん委員の選任について</p> <p>日程第4 議案第14号 令和4年度農作業の標準賃金について</p> <p>日程第5 議案第15号 下限面積の設定について</p> <p>日程第6 議案第16号 職員異動の協議について（追加議案）</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（豎山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

吉ヶ崎委員から、欠席届が参っております。
出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 4 年第 3 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番鶴丸委員と、7 番大村委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 4 件 13 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（豎山）

それでは日程第 1 議案第 11 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 2 件、賃借権が 16 件、使用貸借権が 4 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願い致します。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。2 ページをお開きください。

所有権の 15 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は茨城県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 16 番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は岡山県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、3 ページをお開きください。

貸借権の 30 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 31 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

このうち上段の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、下段の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 32 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 33 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は福岡県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 34 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 35 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 3 年の利用権設定でございます。

次に 36 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 37 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 38 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は東京都の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

このうち 2 番目の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、その他の 3 筆の農地につきましては登記名義人が〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 39 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

このうち 1 番目の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 40 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

つぎに、4 ページをお開きください。

次に 41 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 3 年の利用権設定でございます。

次に 42 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 43 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、〇〇さん、〇〇さんとの共有名義となっており、過半の同意を得ての貸借となります。

次に 44 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、〇〇さん、〇〇さんとの共有名義となっており、過半の同意を得ての貸借となります。

次に 45 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に、5 ページをお開きください。

使用貸借権の 46 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は霧島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 47 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地の

ため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 48 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 49 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は宮崎市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして 6 ページおよび 7 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 7 件 20 筆、面積 32,749 m²、使用貸借権が 12 件 15 筆、面積 23,352 m²となっております。総面積は 56,101 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 11 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 2 議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 2 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。

9 ページをお開き下さい。

所有権の6番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に7番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって日程第2議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第13号農地あっせん委員の選任について議題いたします。

今回は、売買を求める申し出が1件、賃借の申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料 11 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、11 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と町永委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員をお願いしたいと思います

引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは引き続き資料 12 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、12 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に大村委員と町永委員を指名いたします。委員長は大村委員にお願いしたいと思っております。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思っております。

よって、日程第 3 議案第 13 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 4 議案第 14 号令和 4 年度農作業の標準賃金について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。14 ページをお開きください。

令和 4 年度農作業の標準賃金策定に当たり、資料に基づいてご説明いたします。

この議案は、先月の第 2 回定例会において説明させていただきましたが請負作業の項目について、委員より除草剤や肥料の散布についても追加した方がよいのではないかという意見をいただきましたため、3 月 16 日に認定農家等に属する委員を対象に「農作業の標準賃金に係る会議」を開催し、追加項目について審議させていただきました。

その審議を基に、今回は水田における除草剤散布、田植え同時施肥、田畑共通として肥料散布の項目を追加しております。追加した項目については 14 ページ左側に赤色で着色しておりますのでご確認ください。

また、請負作業賃金については、金額の変更はありませんが、本年度より消費税を含めた金額を掲載しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

上の文章なんですけど、三行目の実際には集落、地域よりとなっておりますが、これは地域によりではないのですか。

事務局（出水）

すみません。ご指摘を受けたとおり正しくは集落、地域によりです。

議長（堅山）

他にございませんか。

議長（堅山）

なければ、質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

よって、日程第4議案第14号令和4年度農作業の標準賃金については原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第5議案第15号下限面積の設定について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（駿河崎）

それでは、私の方から説明させていただきます。

昨年7月総会協議会の中で、志布志市が農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積を緩和したため、大隅半島で下限面積が50aであるのは、東串良町のみとなりました。これらのことから、東串良町の営農体系及び現状に即した下限面積の見直しを図るものです。

それでは資料16ページをご覧ください。

（資料を読み上げ）

次頁以降に「下限面積変更」における参考資料を添付しておりますので、お目通しください。

最後の方に、大隅管内における下限面積の状況がございます。近隣市町を見ましても30aが多く、今回の提案も以前の協議会でも示したとおり30aとしています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

木佐貫委員

下限面積未満の農家数が全体の40%を下回らないとはどういうことですかね。

事務局（駿河崎）

農地法施行規則第17条第1項第3号に定める40%を下回らないことですが、17ページの別表右側の一番上ですね2015年農林業センサスで、訂正です、17ページの左側の真ん中ですね、東串良町と農家戸数とありますよね経営面積が経営耕地なしから1.5ha以上とございます。その中で割合をカウントしますと40%以下になるといけないですよというのがその規則でございます。ですから、令和3年度までは東串良町はこの太書きで書いてある5反以上一丁未満の部類に入っていたので、変更はしておりませんでした。今回は営農体系の実情とか環境の変化という事で下限面積を見直していきましょうという事です。

木佐貫委員

50a未満の農家数が全体の40%を下回らないということは、50a未満の農家が40%以上あるということ。あれば50aでいいということ。

事務局（駿河崎）

50a以上一丁未満ですね。2015年の農林業センサスでは、その割合が5反以上一丁未満の方が46%いましたよという数字でございます。本来ならば5反でいいのですが、それを今回下げていきますよという資料になります。

木佐貫委員よろしいですか。

議長（堅山）

理解されましたか。

他に質疑はないですか。

ありませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって日程第5議案第15号下限面積の設定について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第6追加議案の議案第16号職員異動についてを議題といたします。

議案書に記載されていますとおり、二名の方の職員異動の内示がありま

したので、事務局長に説明を求めます。

事務局長（前田）

それでは、説明いたします。今回議案書に記載されているとおり〇〇さんが町長部局へ出向し、町長部局から〇〇さんが農地係として異動されます。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

松留委員

これは、事後承認でしょう。報告が。

事務局（前田）

事後ではなくて、内示ですので町長部局はこれを公表しておりません。だから、ここで図ってくれという事です。

議長（堅山）

承認するという事でいいのではないですか。

議長（堅山）

他にございませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって日程第6議案第16号職員異動の協議について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

事務局

※4月現地調査：20日（水）

定例総会：25日（月）

申請締切：12日（火）

議 長（ 堅 山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和４年第３回定例総会を閉会いたします。